

井上信治 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 殿

成年年齢引下げに係る未成年者取消権の喪失への対応の要請

立憲民主党

日本共産党

社会民主党

2009年の法務省の法制審議会の「民法の成年年齢の引下げに関する答申」では、「現時点で引下げを行うと、消費者被害の拡大など様々な問題が生じるおそれがあるため、引下げの法整備を行うには、若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が実現されることが必要である」とされていた。さらに答申に添付された報告書では、未成年者取消権の存在は悪質業者に対して、未成年者を契約の対象にしないという大きな抑止力になっているものと考えられ、成年年齢が引き下げられた場合、18歳、19歳の者が悪質業者のターゲットにされ、消費者被害が拡大する危険があると指摘されていた。

しかし、政府が対応した法整備は、デート商法に関する取消権など、若年者が直面するおそれのある消費者被害のほんの一部でしかなく、十分な措置が取られているとは言い難い。

さらに、政府の直近の調査によれば「成年年齢に達すれば、父母などの同意なく一人で契約できることを知っている」と答えた57%の回答者（16～22歳）のうち、「成年年齢が18歳に引き下げられた後、18歳、19歳の人々が契約した場合は、未成年という理由では取り消せなくなることを知っている」と答えた回答者は56%であり、回答者全体のたった32%でしかなかった。

未成年者取消権喪失に対応する法整備は、消費者契約法のほんの一部の取引類型への取消権でしかなく、また、成年年齢引下げについては、国民の十分な理解が進んでいるとはいえないことは明らかである。18歳、19歳の若者が成年となるそのスタートラインから悪質業者による消費者被害に遭うことがないように、早急に対応すべき7点について、以下、要請する。

記

1. 民法の成年年齢引下げが施行されるまでに、未成年者取消権の喪失を補うに足る法整備（つけ込み型不当勧誘に対する包括的な取消権など）を実現すること
2. 特定商取引法等に規定されているクーリング・オフや、電気通信事業法等に規定されている類似の制度に関して、18歳、19歳の若年者に対し、その期間を拡大すること
3. 1、2の対策ができない場合には、暫定措置として、18歳、19歳の若年者に対し、未成年者取消権の適用を行うこと
4. クレジットカード、貸金関係などにおいて、業界の自主的取組に任せるだけでなく、携帯やネット通販などの若年者が締結しやすい契約については積極的な若年者保護対策を行うこと
5. 若年者の被害が拡大しやすい連鎖販売取引（マルチ商法）に対する消費者教育を重点的に行うとともに、法執行を強化し、消費者被害の拡大防止のために22歳以下の者との取引を禁止するなどについて検討すること
6. 「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」（議長：法務大臣）の役割を明確化し、消費者被害が拡大しないような施策等について必要な対策を検討すること
7. 全国において若年者への消費者教育を徹底するため、地方消費者行政強化交付金における補助率1/2を撤廃し、若年者への消費者教育に関しては、国が地方消費者行政強化交付金において全額を負担すること

以上